

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕	〔目 次〕
第 3 編 非居住者及び法人の納税義務	第 3 編 非居住者及び法人の納税義務
第 2 章 非居住者の納税義務	第 2 章 非居住者の納税義務
(廃 止)	<u>第 3 節 非居住者に対する所得税の分離課税</u>
(廃 止)	<u>法第 169条((分離課税に係る所得税の課税標準))関係</u>
法第 2 条関係((定義))関係	法第 2 条関係((定義))関係
〔減価償却資産 (第19号) 関係〕	〔減価償却資産 (第19号) 関係〕
(電気通信施設利用権の範囲)	(電気通信施設利用権の範囲)
2-22 ..... <u>電気通信事業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号ま</u> <u>で((用語))に規定する電気通信役務.....</u>	2-22 ..... <u>電気通信事業法施行規則第 3 条第 2 項((電気通信役務の種</u> <u>類))の表に掲げる役務.....</u>
(廃 止)	<u>〔老年者(第30号関係)〕</u>
(廃 止)	<u>(合計所得金額の計算)</u>
	2-40 <u>法第 2 条第 1 項第30号に規定する合計所得金額の計算に当たっては、</u>

〔寡婦及び寡夫(第30、第31号関係)〕

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-40 法第2条第1項第30号イ.....

(合計所得金額の計算)

2-41 法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額の計算に当たっては、  
次のことに留意する。

(1) 法第9条((非課税所得))、第9条の2((老人等の郵便貯金の利子所得の  
非課税))、第10条((老人等の少額預金の利子所得等の非課税))その他の法  
令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。

(2) 法その他の法令に規定する所得計算の特例の適用を受けた場合には、そ  
の適用後の所得の金額により計算すること。

(注) 措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を  
計算する場合における特別控除額の控除は、上記の所得計算の特例には  
当たらないことに留意する。

次のことに留意する。

(1) 法第9条((非課税所得))、第9条の2((老人等の郵便貯金の利子所得の  
非課税))、第10条((老人等の少額預金の利子所得等の非課税))その他の法  
令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。

(2) 法その他の法令に規定する所得計算の特例の適用を受けた場合には、そ  
の適用後の所得の金額により計算すること。

(注) 措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を  
計算する場合における特別控除額の控除は、上記の所得計算の特例には  
当たらないことに留意する。

〔寡婦及び寡夫(第31、第31号の2関係)〕

(寡婦の要件としての扶養親族の有無)

2-41 法第2条第1項第31号イ.....

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>法第30条((退職所得))関係</p> <p>(引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの)</p> <p>30-2 .....</p> <p>(1) .....<b>確定拠出年金制度</b>.....</p> <p>(注) 1 <u>上記の給与は、合理的な理由による退職金制度の實質的改変により精算の必要から支払われるものに限られるのであって、例えば、使用人の選択によって支払われるものは、これに当たらないことに留意する。</u></p> <p>2 使用者が上記の給与を未払金等として計上した場合には、当該給与は現に支払われる時の退職手当等とする。この場合において、当該給与が2回以上にわたって分割して支払われるときは、令第77条((退職所得の収入の時期))の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>	<p>法第30条((退職所得))関係</p> <p>(引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの)</p> <p>30-2 .....</p> <p>(1) .....<b>適格退職年金制度</b>.....</p> <p>(注) 使用者が上記の給与を未払金等として計上した場合には、当該給与は現に支払われる時の退職手当等とする。この場合において、当該給与が2回以上にわたって分割して支払われるときは、令第77条((退職所得の収入の時期))の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>
<p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>[租税公課]</p> <p>(負担金の使用期間)</p> <p>37-9の3 .....</p>	<p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>[租税公課]</p> <p>(負担金の使用期間)</p> <p>37-9の3 .....</p>

(注) 1 .....

2 .....措置法第28条.....

法第38条((譲渡所得の金額の計算上控除する取得費))関係

(電話加入権の取得費)

38-14 .....電気通信事業者.....

法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

[棚卸資産の取得価額(令第103条関係)]

(製造原価に算入しないことができる費用)

47-19 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) 措置法に定める特別償却の規定.....

(5) .....

(6) .....

(7) .....

(8) .....

(9) .....

(10) .....

(11) .....

(12) 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項((障害者雇用納付金の徴収))に規定する障害者雇用納付金の額

(注) 1 .....

2 .....措置法第28条の2.....

法第38条((譲渡所得の金額の計算上控除する取得費))関係

(電話加入権の取得費)

38-14 .....第一種電気通信事業者.....

法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係

[棚卸資産の取得価額(令第103条関係)]

(製造原価に算入しないことができる費用)

47-19 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) 措置法に定める特別償却(同法第16条第1項((鉱業用坑道等の特別償却))の規定による特別償却を除く。)の規定.....

(5) .....

(6) .....

(7) .....

(8) .....

(9) .....

(10) .....

(11) .....

(12) 障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項((身体障害者雇用納付金の徴収))に規定する身体障害者雇用納付金の額

改 正 後	改 正 前
<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p style="text-align: center;">〔国外リース資産の償却の方法〕</p> <p>(再リース期間)</p> <p>49-1の4 <b>令第120条第1項第6号</b>.....</p> <p>(見積残存価額)</p> <p>49-1の5 ..... (<b>同条第1項第6号</b>.....) .....</p> <p style="text-align: center;">〔生物の償却〕</p> <p>(牛馬等の転用後の使用可能期間の見積り)</p> <p>49-29 ..... (.....) ..... <b>同令第3条第3項</b>.....</p> <p>法第51条((資産損失の必要経費算入))関係</p> <p style="text-align: center;">〔貸倒損失〕</p> <p>(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>51-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <b>商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定があったこと</b>.....</p> <p>(3) .....</p>	<p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p style="text-align: center;">〔国外リース資産の償却の方法〕</p> <p>(再リース期間)</p> <p>49-1の4 <b>令第120条第1項第7号</b>.....</p> <p>(見積残存価額)</p> <p>49-1の5 ..... (<b>同条第1項第7号</b>.....) .....</p> <p style="text-align: center;">〔生物の償却〕</p> <p>(牛馬等の転用後の使用可能期間の見積り)</p> <p>49-29 ..... (.....) ..... <b>同令第3条第2項</b>.....</p> <p>法第51条((資産損失の必要経費算入))関係</p> <p style="text-align: center;">〔貸倒損失〕</p> <p>(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>51-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <b>商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があったこと</b>.....</p> <p>(3) .....</p>

イ .....

ロ .....

(4) .....

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64-2 .....

(1) .....

(2) **当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。**

(3) .....

(4) .....

(5) .....

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 .....

(1) .....

(2) .....

イ .....

ロ .....

ハ .....

ニ .....

ホ **障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額**.....

(3) .....

イ .....

ロ .....

(4) .....

法第64条((資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例))関係

(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)

64-2 .....

(1) .....

(2) **当該法人が破産法の規定による破産の宣告を受けたこと。**

(3) .....

(4) .....

(5) .....

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111-3 .....

(1) .....

(2) .....

イ .....

ロ .....

ハ .....

ニ .....

ホ **障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額**.....

(3) .....

改 正 後	改 正 前
<p>法第161条((国内源泉所得))関係</p> <p style="text-align: center;">〔工業所有権等の使用料又は譲渡の対価(第7号関係)〕</p> <p>(技術等の現物出資があつた場合)</p> <p>161-26 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) ..... (例えば、<u>日独租税条約第12条</u>.....) .....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>法第181条から第223条まで((源泉徴収))共通関係</p> <p>(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)</p> <p>181~ 223共-3 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。</u></p>	<p>法第161条((国内源泉所得))関係</p> <p style="text-align: center;">〔工業所有権等の使用料又は譲渡の対価(第7号関係)〕</p> <p>(技術等の現物出資があつた場合)</p> <p>161-26 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) ..... (例えば、<u>日米租税条約第14条</u>.....) .....</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 非居住者に対する所得税の分離課税</u></p> <p>法第 169条((分離課税に係る所得税の課税標準))関係</p> <p>(非居住者の年齢の判定)</p> <p><u>169-1 法第 169条第3号((分離課税に係る所得税の課税標準))に規定する「その非居住者が年齢65歳未満」であるかどうかは、その年12月31日における年齢により判定する。</u></p> <p>法第181条から第223条まで((源泉徴収))共通関係</p> <p>(役員が未払賞与等の受領を辞退した場合)</p> <p>181~ 223共-3 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) <u>当該法人が破産法の規定による破産の宣告を受けたこと。</u></p>

- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係

(障害者である扶養親族等に係る控除を従たる給与等から行う場合)

194・195-4 ..... (.....) .....**障害者、寡婦、寡夫**.....  
.....

法第203条の3((徴収税額))関係

(廃止)

附則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の2-40、2-41、51-11、64-2、111-3、169-1、181~223共3、194・195-4及び203の3-3の取扱いについては、平成17年分以後の所得税から適用する。

- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係

(障害者である扶養親族等に係る控除を従たる給与等から行う場合)

194・195-4 ..... (.....) .....**障害者、老年者、寡婦、寡夫**.....

法第203条の3((徴収税額))関係

(居住者の年齢の判定)

203の3-3 法第203条の3第1号イに規定する「その居住者が年齢65歳未満」であるかどうかは、その年12月31日における年齢により判定する。

(新設)